

報告第3号

専決処分の報告について

道路の^{かし}瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月28日提出

富津市長 高 橋 恭 市

報告理由

道路の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第3号

専決処分書

道路の^{かし}瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和6年4月10日 午前10時25分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、相手方車両が当該道路を通行する際、タイヤが鉄板を跳ね上げ、当該車両の一部が破損した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、86,971円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和6年6月4日

富津市長 高 橋 恭 市